

第10章 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活安定のための対策

第2節 災害復旧事業

第3節 災害復興対策

本章は、被災した市民・事業者・農林従事者等の再建支援と、社会システムの回復のための基本的対策項目について定めたものである。

また、市民の生活と産業を早期に安定させ、被災を繰り返さない災害に強い都市基盤に再生させる復興体制の基本的プロセスについても定めている。

第1節 市民生活安定のための対策

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国・都・市等が行う「被災者の相談の受付」、「被災者の生活確保」、「農林漁業関係対策」、「中小企業関係対策」等の民生安定化対策に関して定める。

●被災者の相談の受付	政策経営部（広聴課）、各部
●被災者の生活確保	地域福祉部、いきいき生活部、保健所、財務部
●農林漁業関係対策	経済観光部
●中小企業関係対策	経済観光部

項 目	概 要	担 当
1 迅速な市民生活の再建	罹災証明書の交付 遠方の避難者に対する支援	
2 被災者のための相談	相談所の開設、運営	政策経営部（広聴課）、各部
3 見舞金等の支給 及び生活資金の貸付	災害弔慰金の支給 災害見舞金の支給 災害障がい見舞金の支給 災害援護資金の貸付 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付 母子父子寡婦福祉資金の償還猶予 母子父子寡婦福祉資金の違約金不徴収 母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長 被災者生活再建支援金の支給（申請の受付）	地域福祉部、 防災安全部 都福祉局
4 租税の特例措置	市税等の減免、納期限の延長及び徴収猶予等	財務部 いきいき生活部
	国税・都税の減免、納期限の延長及び徴収猶予等	国税局、 都主税局
5 雇用の安定	臨時職業相談窓口の設置等 被災者の雇用促進 特例措置の要請及び実施	東京労働局 公共職業安定所
6 産業復興についての措置	(株)日本政策金融公庫による災害資金 経営資金等の融通 中小企業への融資及び災害貸付等	
7 公共料金の特例措置	郵政事業 電気通信事業	日本郵便 NHK NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ

第1 迅速な市民生活の再建

迅速な市民生活の再建には、市域における被害状況について、迅速且つ正確に把握する必要がある。また、正確な被害情報は、復興の道筋を計画するためにも欠かすことのできないものである。そのため、次の措置を講じる。

1 罹災証明書の交付

被災した住宅等への住家被害認定調査の体制や、罹災証明書の交付体制を早期に確立し、迅速な罹災証明書の交付に努める。

2 遠方の避難者に対する支援

市は、全国避難者情報システム等を活用し、市域以外の他自治体に避難した被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努めるものとする。

第2 被災者のための相談

各機関は、被災者のための相談に応じるため、次の措置を講じる。

機関名	相談の内容等
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施 ○ 被災者のための相談窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録
都各局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施 ○ 被災者臨時相談窓口を設置 ○ 被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ○ 男女平等参画の観点からの相談支援等の実施 ○ 市区町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施
警視庁	<p>警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。</p>
消防署	<p>地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談にあたる。</p> <p>また、火災による罹災証明書の交付については、市区町村の行う罹災証明書交付事務との連携を図り、合同窓口の開設等による罹災者の利便の向上に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災建物、仮設建物及び避難施設等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災による罹災証明書交付等各種手続きの迅速な実施

1 相談所の開設

市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、都及び他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

<市町村の設置する相談所>

- 町田市庁舎
- 市民センター
- 避難施設 等
- ※ ただし、被災状況等により、上記の施設が利用できない場合は、別の施設に相談所を開設する。

2 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

(1) 生活相談

各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置 等

(2) 職業相談

職業のあっせん

(3) 金融相談

各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

(4) 住宅相談

住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

また、避難施設における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

3 各部の応援

各部は、相談所が行う相談事項について、情報の提供や説明資料の作成等、相談業務の円滑な遂行に対し、積極的に協力する。

第3 弔慰金・見舞金等の支給及び生活資金の貸付 (地域福祉部、防災安全部、都福祉局、日赤)

1 災害弔慰金・見舞金等の支給（地域福祉部、防災安全部、都福祉局）

(1) 災害弔慰金等の支給

市の弔慰金・障がい見舞金の支給は、次のとおりとする。

支給対象	台風、地震等の自然災害により死亡した遺族に災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障がい見舞金を支給する。
根拠法令	町田市災害弔慰金の支給等に関する条例（1975年（昭和50年）10月1日） なお、この条例は災害弔慰金の支給等に関する法律（1973年（昭和48年）9月18日法律第82条）に準拠している。
支給限度額	(1) 災害弔慰金 ① 死者1人につき主たる生計者の場合 500万円 ② それ以外の場合 250万円 (2) 災害障がい見舞金 ① 障がい者1人につき主たる生計者の場合 250万円 ② それ以外の場合 125万円
備考	(1) 支給遺族の順位 ① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹（①～⑤のいずれも存在しない場合であって、死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。） (2) 対象障がい程度 症状が固定したときの法別表に掲げる程度

※資料編 参照

(2) 災害見舞金の支給

支給対象	災害救助法の適用に至らない火災・風水害・震災その他により被害を受けた被災者又は遺族に見舞金又は弔慰金を支給する。
根拠法令	町田市災害見舞金支給規則（1996年（平成8年）4月30日）
支給額	(1) 災害見舞金 ① 住家の全焼、全壊 1世帯につき 50,000円 ② 住家の半焼・半壊、床上浸水 1世帯につき 30,000円 (2) 弔慰金 ① 死亡した市民1人につき 100,000円
備考	(1) 支給遺族の順位 ① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹

※資料編 参照

2 日赤による災害救援物資の配布（日赤東京都支部）

日赤東京都支部は、災害救援物資の配布基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資の配分を行う。

(1) 配付の対象

都支部から地区・分区へ配備した物資の配付については、原則として管内において発生した火災（爆発事故を含む）、風水害等により、住家の全半焼、全半壊、床上浸水、流失にあった都民、または避難施設等に避難をされた被災者の方に対して行うものとする。

(2) 配付数の基準

品目ごとの配付数の基準は以下のとおりとする。ただし、気候や被害状況によっては、基準を超えて配付しても差し支えない。

物資	配付基準
毛 布	1人あたり1枚(組)
バスタオル	
フェイスタオル	
安眠セット	
安眠マット	
緊急セット	1世帯(4人)あたり1組 (5~8人は2組、9~12人は3組)

3 災害援護資金・住宅資金等の貸付

(1) 災害援護資金の貸付(福祉班、都福祉局)

市福祉班は、災害援護資金の貸付を次のとおり行う。

災害援護資金・国制度	貸付対象	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人…220万円 ・2人…430万円 ・3人…620万円 ・4人…730万円 ・5人以上…730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 <p>注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>
	根拠法令	<p>(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (2) 実施主体 市区町村(条例) (3) 経費負担 国 2/3 都 1/3 (4) 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>
	貸付金額	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 (2) 家財等の損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家財の1/3以上の損害 150万円 ② 住居の半壊 170万円 ③ 住居の全壊 250万円 ④ 住居全体の滅失または流失 350万円 <p>(3) (1)と(2)が重複した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (1)と(2)の①の重複 250万円 ② (1)と(2)の②の重複 270万円 ③ (1)と(2)の③の重複 350万円 <p>(4) 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (2)の②の場合 250万円 ② (2)の③の場合 350万円 ③ (3)の②の場合 350万円
	貸付条件	<p>(1) 据置期間……3年(特別な事情がある場合5年) (2) 償還期間……据置期間経過後7年(特別な事情がある場合5年) (3) 償還方法……年賦、半年賦又は月賦 (4) 貸付利率……年3%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子) (5) 延滞利息……年5%</p>

第10章 災害復旧・復興計画
 第1節 市民生活安定のための対策

災害 援護 資金 ・ 都 制度	貸付対象	国制度と同じ
	根拠法令	(1) 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱 (2) 実施主体 市区町村 (3) 経費負担 都 10/10 (4) 対象となる災害 国制度と同じ (5) 適用条件 福祉局長が必要と認めた場合
	貸付金額	次のいずれかに該当する場合150万円を上限に貸付 (1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷 (2) 家財の1/3以上の損害 (3) 住居の半壊 (4) 住居の全壊 (5) 住居の全体が滅失又は流失
	貸付条件	(1) 据置期間……3年（特別の事情がある場合5年） (2) 償還期間……据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） (3) 償還方法……年賦、半年賦又は月賦 (4) 貸付利率……年1%以内（据置期間中は無利子） (5) 延滞利息……年5%

- (2) 生活福祉資金（都社会福祉協議会、都福祉局）
 都社会福祉協議会は、生活福祉資金の貸付を次のとおり行う。

生活 福祉 資金 ・ 福 祉 資 金	貸付対象	低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
	根拠法令	(1) 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 (2) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (3) 窓 口 市社会福祉協議会
	貸付金額	1世帯 150万円以内
	貸付条件	(1) 据置期間……貸付の日から6ヶ月以内 (2) 償還期間……据置期間経過後7年以内 (3) 貸付利率……連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5% （据置期間中は無利子） (4) 連帯保証人……原則必要 (5) 償還方法……月賦 (6) 申込方法……官公署の発行する被災証明書を添付して、市社会福祉協議会に申し込む。
生活 福祉 資金 ・ 緊 急 小 口 資 金	貸付対象	低所得世帯のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯
	根拠法令	(1) 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 (2) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (3) 窓 口 市社会福祉協議会
	貸付金額	1世帯 10万円以内
	貸付条件	(1) 据置期間……貸付の日から2ヶ月以内 (2) 償還期間……措置期間経過後12ヶ月以内 (3) 貸付利率……無利子 (4) 連帯保証人……不要 (5) 償還方法……月賦 (6) 申込方法……官公署の発行する被災証明書を添付して、市社会福祉協議会に申し込む。

4 被災者生活再建支援金（地域福祉部）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 法適用の要件

① 対象となる自然災害

ア	災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した区市町村における自然災害
イ	10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村における自然災害
ウ	100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
エ	アまたはイの区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
オ	ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
カ	ア若しくはイの区市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ・ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

② 支給対象世帯

ア	住宅が全壊した世帯
イ	住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
ウ	災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
エ	住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
オ	住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(2) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）及び住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）の合計額となる。

区分 (被災時世帯の人数が 2人以上の場合)	支援金の支給額		
	基礎支援金	加算支援金	
		住宅の再建手段	支給額
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借	50万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借	50万円
中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃借	25万円

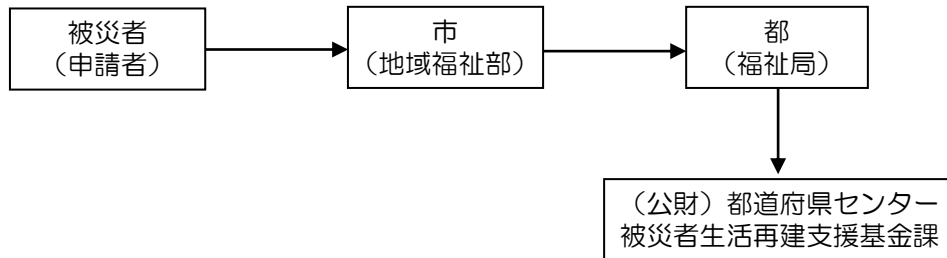
(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

第10章 災害復旧・復興計画
第1節 市民生活安定のための対策

(3) 支給申請

① 支給申請

生活再建支援金の支給申請は、市（地域福祉部）が窓口となって申請を受付け、都を經由して（公財）都道府県センターに申請する。



② 申請時の添付書類

- ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

③ 申請期間

- ア 基礎支援金：災害発生日から13ヶ月以内
- イ 加算支援金：災害発生日から37ヶ月以内

第4 租税の減免及び徴収猶予等（財務部、いきいき生活部）

1 市税等の減免、納期限の延長及び徴収猶予等

財務部、いきいき生活部は、市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、都民税（以下、「市税等」という）の減免、納期限の延長及び徴収猶予等の措置を行う。

(1) 納期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出、または市税等を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、指定された地域に限り災害がおさまったあと、2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。

（市税条例第6条の2）

(2) 減免

被災した納税義務者に対しては、該当する各税目等について次により減免を行う。

<市税等の減免、納期限の延長及び徴収猶予等>

税 目	減 免 の 内 容																				
個人の市民税	<p>ア 災害により納税義務者が次の各号の一に該当することとなった場合には、当該区分により軽減し、次により減免する。</p> <table border="1"> <tr> <td>○ 死亡した場合</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>○ 生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>○ 障がい者となった場合</td> <td>9/10の額</td> </tr> </table> <p>イ 災害によりその者（その者の法第23条第1項第7号もしくは第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は、法23条第1項第8号もしくは第292条第1項第8号に規定する扶養家族を含む）の所有に係る住宅または、家財につき受けた損害に係る損害金額（保険金等により補てんされるべき金額を除く。以下同じ）がその住宅または、家財の価格の10分の3以上である者で、前年中の法第23条第1項第13号または法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下である者に対しては次の区分により所得割額について軽減し、または減免する。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">損害程度 合計所得金額</th> <th colspan="2">軽減または免除割合</th> </tr> <tr> <th>3/10以上、 5/10未満のとき</th> <th>5/10以上のとき</th> </tr> <tr> <td>○ 500万円以下であるとき</td> <td>1/2</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>○ 750万円以下であるとき</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>○ 750万円を越えるとき</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </table>	○ 死亡した場合	全 額	○ 生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全 額	○ 障がい者となった場合	9/10の額	損害程度 合計所得金額	軽減または免除割合		3/10以上、 5/10未満のとき	5/10以上のとき	○ 500万円以下であるとき	1/2	全部	○ 750万円以下であるとき	1/4	1/2	○ 750万円を越えるとき	1/8	1/4
	○ 死亡した場合	全 額																			
○ 生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全 額																				
○ 障がい者となった場合	9/10の額																				
損害程度 合計所得金額	軽減または免除割合																				
	3/10以上、 5/10未満のとき	5/10以上のとき																			
○ 500万円以下であるとき	1/2	全部																			
○ 750万円以下であるとき	1/4	1/2																			
○ 750万円を越えるとき	1/8	1/4																			
国民健康保険税	前記 個人の市民税 ア 及び イ に準じて軽減又は免除する。																				
都民税（個人税のみ）	前記 個人の市民税 ア 及び イ に準じて軽減又は免除する。																				
固定資産税・都市計画税	<p>災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>土地</th> <th>家屋</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損害の程度</td> <td>○ 被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき</td> <td>○ 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない、または復旧不能のとき</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>○ 被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき</td> <td>○ 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>○ 被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき</td> <td>○ 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>○ 被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき</td> <td>○ 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※償却資産については、家屋に対する減免に準じます。</p>		土地	家屋	減免割合	損害の程度	○ 被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき	○ 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない、または復旧不能のとき	10/10	○ 被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき	○ 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき	8/10	○ 被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき	○ 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき	6/10	○ 被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき	○ 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき	4/10			
	土地	家屋	減免割合																		
損害の程度	○ 被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき	○ 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない、または復旧不能のとき	10/10																		
	○ 被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき	○ 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき	8/10																		
	○ 被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき	○ 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき	6/10																		
	○ 被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき	○ 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき	4/10																		

ア 農作物だけに損害を受けた農地については、土地に対する減免に準じ認定する。

イ 償却資産については、家屋に対する減免に準じ認定する。

ウ 損害の程度は、土地にあっては一体として利用される部分、家屋にあっては一棟、償却資産にあっては同一事業所に所在する資産ごとに認定する。

第10章 災害復旧・復興計画
第1節 市民生活安定のための対策

(3) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者（特別徴収義務者を含む。以下「納税義務者」という）等が市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）

(4) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が、無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置をとる。

2 国税・都税の減免、納期限の延長及び徴収猶予等

国及び都は、被災者の納付すべき国税及び都税について、法令及び都条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。

第5 雇用の安定（東京労働局、公共職業安定所）

1 職業のあっせん

国と都、市が連携し、被災者に対する職業のあっせんを迅速に実施する。

市は、被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

東京労働局は、次の対策により雇用の被災者の雇用促進に取り組む。

(1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については市区町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所（ハローワーク）（17箇所）と緊密な連絡を取り、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

(2) 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。

(3) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講じる。

① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

② 公共職業安定所に来所することが困難な地域における、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

2 特例措置の要請及び実施

(1) 雇用保険失業給付の特例支給

公共職業安定所長は、雇用保険失業給付の特例支給を行う。

① 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書による失業の認定を行う。

② 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が「激甚法」第25条に定めた措置が適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、

失業しているものとみなして基本手当を支給する。

(2) 雇用調整助成金の特例適用の要請

公共職業安定所は、事業主が労働者に次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業 2/3、中小企業 3/4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

- ① 被災地の事業主が労働者を休業させる場合
- ② 被災地以外の災害関連下請事業所が労働者を休業させる場合
- ③ 被災地の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

(3) 労働保険料の納入期限の延長

東京労働局は、災害により労働保険料を納期限内に納付することができない労働保険適用事業主に対して、その申請に基づき1年以内の期間に限り、労働保険料等の納入期限の延長や免除の措置を講じる。

第6 産業復興のための措置（経済観光部）

1 農林漁業関係対策

経済観光部は、都の協力のもと、被災した農林漁業関係者に対する次の災害復旧融資制度の広報と適用促進を行う。

(1) ㈱日本政策金融公庫農林水産事業による災害資金

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、㈱日本政策金融公庫農林水産事業から貸付を行い、必要枠の確保、早期貸付等の適切な措置・指導を行う。

(2023年(令和5年)3月20日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金(基盤の復旧)	災害により被害を受けた農業者等のかんがい排水、ほ場、農道、農地、牧野、牧道及びその他施設の復旧に要するために必要な長期かつ低利の資金	農業を営む者、土地改良区・同連合(事業主体になる場合に限る)、農協・同連合会及び農業振興法人等	災害 0.55~ 1.00%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	<災害復旧> 1 農舎、畜舎、農機具等の復旧費用 2 果樹の改植等の費用	農業を営む者	災害 0.55~ 1.00%	15年以内 (果樹の改植等は25年以内)	3年以内 (果樹の改植等は10年以内)
林業関係資金	林業基盤整備資金	<造林(樹苗養成施設資金)> 樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.16~ 0.30%	15年以内	5年以内
		<造林(造林資金)> 激甚災害による被害造林地の復旧(補助事業)	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	災害 0.16~ 0.30%	35年以内	20年以内
	農林漁業施設資金	<林道(林道資金)> 林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.16~ 0.30%	20年以内	3年以内
共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金(原則として天災)	農林漁業者	災害 0.30~ 0.55%	15年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合(漁業生産組合を除く)、5割法人・団体、農林漁業振興法人、農業共済組合・同連合会	災害 0.30~ 0.70%	20年以内	3年以内

(申込方法) 株式会社日本政策金融公庫に直接申し込むか、あるいは、農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(2) 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上の場合は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
天災資金 ハ一般及び 激甚 V	経営資金	種苗、肥料、漁業用燃油等の購入等	被害農林漁業者であって市町村長の認定を受けた者	(※1) 特別被害者 3割被害者等 その他 (※2) 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3年以内～6年以内 (激甚災害の場合は4年以内～7年以内)	—
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	3年以内	—
<p>(融資条件) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(天災融資法)が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。なお、天災融資法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金について、償還期間等の特例を受けることができる。</p> <p>(貸付限度) 【経営資金】○ 個人は、200万円以内(政令で定める資金500万円以内) なお、激甚災害の場合は、250万円以内(政令で定める資金600万円以内) ○ 法人は、2,000万円以内(政令で定める資金2,500万円以内) 【事業資金】○ 組合は、2,500万円以内、連合会は、5,000万円以内 なお、激甚災害の場合は、組合は、5,000万円以内、連合会は、7,500万円以内</p> <p>(注) ① 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。 ② 上記表の利率(年利)</p> <p>※1 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%(開拓者は30%)以上の損失額のある者または50%(開拓者は40%)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者または70%以上の施設損失額のある者をいう。</p> <p>※2 3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。</p>						

(出典：東京都地域防災計画 震災編(令和5年修正)別冊 資料編)

2 中小企業への融資及び災害貸付等

経済観光部は、都・国に対して、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るための、復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう促進する。また、関係各対策部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を行う。

機関名	区分	内 容
都産業労働局	災害復旧 資金融資 ※1	<ol style="list-style-type: none"> 資金使途：運転資金、設備資金 対象企業：都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、事業税その他租税の未申告・滞納がないこと。東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により被害を受けたもの 対象災害：次の(1)または(2)に該当するもののうち知事が指定するもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1) のほか特に知事が必要と認められたもの 限度額：8,000万円 利率：固定1.7% ※責任共有制度の対象外となる場合 固定1.5% 期間：10年以内（措置期間1年以内を含む） 保証人：原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要 担保：原則として、信用保証付融資の合計残高が8,000万円以下の場合には不要 信用保証：東京信用保証協会の信用保証を要する。 信用保証料：保証協会の定めるところによる。ただし都が全額補助する。 返済方法：分割返済（元金据置期間は1年以内）
	経営安定 融資（略 称：経営 一般）※1	<ol style="list-style-type: none"> 資金使途：運転資金、設備資金 対象企業：都内に住所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合（東京都中小企業制度融資要項に定める本融資の利用要件を満たすもの） 限度額：1億円 組合2億円 利率：融資期間に応じて年1.5%～2.2%以内（2023年(令和5年)4月現在） 期間：10年以内（据置期間2年以内を含む） 保証人：原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要 担保：原則として、信用保証付融資の合計残高が8,000万円以下の場合には不要 信用保証：東京信用保証協会の信用保証を要する。 信用保証料：保証協会の定めるところによる。なお、従業員数が製造業等20人（卸売業、小売業、サービス業を主とする事業とする事業者については5人）以下の小規模企業者に対しては、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。 返済方法：分割返済（元金据置期間は2年以内）
(株)日本政策金融公庫	災害貸付 ※2	通常の各融資制度の融資限度額に1災害あたり3,000万円を上乗せ。返済期間は10年以内。
中小企業基盤整備機構	災害復旧 貸付 ※3	<ol style="list-style-type: none"> 貸付対象者：既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や施設の復旧に当たって新たに高度化事業を実施する者に対し、融資。 貸付割合：貸付対象施設の設置資金に要する額の90%以内 償還期限：据置期間を含む20年以内であって、都が適当と認める期限 据置期間：3年以内であって、都が適当と認める期限 金利：無利子

注) 災害を受けた中小企業者の既往の責務の返済について、期間延長の取扱いが行われることがある。

例：中小企業近代化資金等助成法による融資について激甚災害指定があったとき、返済期間を2年以内において延長できる。

出典) ※1：令和5年度 東京都中小企業制度融資要項（都産業労働局、2023年4月）

※2：株式会社日本政策金融公庫HP「災害貸付」（2023年8月最終確認）

(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/saigaikashitsuke_m.html)

※3：高度化事業ハンドブック（独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部、2019年4月）

第7 労働力の確保

市は、労働者の雇上を行う場合、所要人員を東京労働局及び公益財団法人城北労働・福祉センターに、労働供給（労働者の確保または求職者の紹介）を要請する。

労務供給を要請した後、労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、労働者の引き渡しを受ける。

市は、作業終了後においても、待機場所または適宜の交通機関までの労働者の輸送について協力する。

賃金は、あらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後、ただちに支払う。

第8 公共料金の特例措置（各事業者）

郵政事業、電気通信事業等の公共料金の取り扱いについて、各事業者は、次の特例措置を講じる。

<公共料金の特例措置>

日本郵便	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉郵便葉書等寄附金の配分
NHK	(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕 (2) 被災者の受信料免除 (3) 状況により避難施設へ受信機を貸与
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	(1) NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 (2) 災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

第2節 災害復旧事業

●激甚法による災害復旧事業	各部
●激甚法以外の法律による災害復旧財政援助	各部

第1 激甚法による災害復旧事業（各部）

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚法」という）」に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼす災害に対し、次の措置を講じることが特に必要であると認められる場合に、その災害を激甚災害として政令で指定し、あわせてその災害に対して適用すべき特例措置を指定するものである。

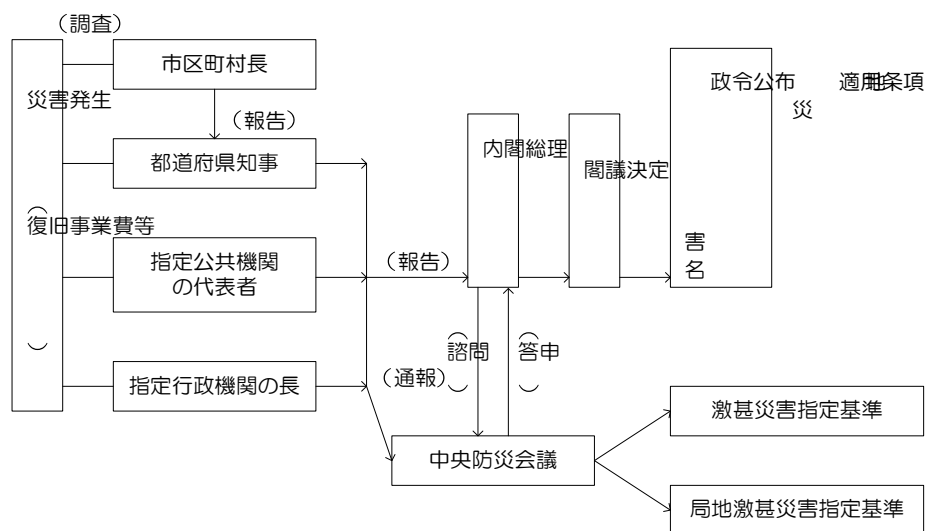
＜激甚法により講じられる措置＞

- ① 地方財政の負担の緩和
- ② 被災者に対する特別の助成

当該災害が、激甚災害に指定されると、一般の災害復旧事業補助・災害復旧貸付等の支援措置に加え、激甚災害法に基づく様々な特例措置が適用される。

1 激甚災害指定手続きの流れ

激甚災害の指定は、大規模な災害が発生した場合において、内閣総理大臣が、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断するものであり、市は、被害を受けた施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、都総務局に報告する。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年1月～2月ころに手続きを行う。

なお、局地激甚災害指定基準（同項の「3 激甚災害の指定基準」）による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、災害が発生した年の翌年になってから指定することとなっている。この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

2 激甚災害に関する調査及び報告

各部は、激甚災害に関する調査を次のとおり行う。

- ① 各部は、激甚災害の指定を受ける必要があると予測される事業について調査する。
- ② 各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、政策経営対策部に提出する。
- ③ 政策経営対策部長は、前記各部の調査をとりまとめ本部長に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、都知事（都総務局）に調査書を添えて申請する。
- ④ 各部長は、事業ごとに都の関係機関と連絡のうえ、指定の促進を図る。
- ⑤ 市は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 激甚災害の指定基準

激甚災害の指定基準には、激甚災害指定基準（本激指定基準）と局地激甚災害指定基準との2つがあり、この基準により指定を受けることとなる。

■激甚災害指定基準（2016年（平成28年）2月9日現在）

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第2章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.5% (B基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×25% (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15%かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の1及び2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%

第10章 災害復旧・復興計画
第2節 災害復旧事業

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×5% (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5%かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×60% (2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業</p>
<p>激甚法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率、以下同じ)×0.2% (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2%又はその中の中小企業関係被害額が1,400億円を越える都道府県が1以上あるもの ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)、第19条(市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>激甚法第22条(罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 減失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の減失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 減失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 2 減失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>
<p>激甚法第24条(小災害償に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮</p>

■局地激甚災害指定基準（2016年（平成28年）2月9日現在）

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>1 公共施設災害関係 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が、次のいずれかに該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。 （イ）当該市町村の当該年度の標準税収額×50%以上 （ロ）当該市町村の当該年度の標準税収額が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収額×20%以上</p> <p>② ①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の推服</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p> <p>② ①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>
<p>3 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×0.05%の場合を除く。 かつ、大火による災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村、その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る）×25%の市町村が1以上ある災害</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>
<p>4 中小企業関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害見込額＞当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額×10%に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第12条の措置</p>

4 激甚法による各適用措置の概要

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）
河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の社会福祉施設、公立学校等の災害復旧事業等について、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」等の根拠法令等に基づく通常の国庫負担又は補助を嵩上げ。（嵩上げ率は1～2割程度）
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等について、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づく通常の国庫補助を嵩上げ。（嵩上げ率は1割程度）
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
農協、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事

第10章 災害復旧・復興計画
第2節 災害復旧事業

業について、暫定法に基づく通常の国庫補助を嵩上げ。

(4) 天災融資の特例（第8条）

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という）」に定める農林漁業者の経営資金等について、貸し付け限度額を引き上げ（一般被災農家 200 万円→250 万円）。また、償還期限を延長（6年→7年）。

(5) 共同利用小型漁船の建造費の補助（第11条）※

漁協が必要とする共同利用小型漁船の建造費について、都を經由して1/3を補助。

(6) 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）

森林災害復旧事業（被害木の伐採・搬出、跡地造林等）を行う場合に、都に対し、又は都を經由して1/2を補助。

(7) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）

信用保証協会の付保限度額に災害関係保証として別枠を設定。また、保険てん補率を引き上げ（70%→80%）。さらに、中小企業信用保険法施行令の規定に基づき保険料率を引き下げ。

(8) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）

公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧に対し2/3を補助。

(9) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）

私立学校施設の災害復旧に対し1/2を補助。

(10) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

公共土木施設、農地等の災害復旧事業のうち、1カ所の事業費が少額なものの事業費に充てるために発行を許可された地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

(11) その他

- ・ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（第7条）※
- ・ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（第9条）
- ・ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（第10条）※
- ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（第14条）※
- ・ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（第19条）
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（第20条）※
- ・ 水防資材費の補助（第21条）※
- ・ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）
- ・ 雇用保険法による休職者給付の特例的支給（第25条）※

注） ※の付されている措置は指定基準が定められておらず、災害発生のとど被害の実状に応じて考慮される。

5 激甚災害の指定を受けた後の手続き

各部は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助の交付手続に必要な関係調書を速やかに作成し、都各局に提出する。

第2 激甚法以外の法律による災害復旧財政援助（各部）

国が激甚法以外の法律により財政援助を行う災害復旧事業等及び根拠法令は、次に示すとおりである。

■その他の法律等による財政援助等一覧

財政援助を受ける災害復旧事業等	根拠法令
河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、道路、下水道及び公園の復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
公立学校施設の復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場、集会所等）の復旧事業	公営住宅法
災害により特別に施行される土地区画整理事業	土地区画整理法
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規程による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第57条第4号の規程による東京都の支弁に係る感染症予防事業	
災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
臨時に行う予防接種	予防接種法
農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
上水道施設の復旧事業	水道法
道路の復旧事業	道路法
河川の復旧事業	河川法
生活保護施設復旧事業	生活保護法
児童福祉施設復旧事業	児童福祉法
身体障がい者更生援護施設復旧事業	障害者総合支援法
老人福祉施設復旧事業	老人福祉法
知的障がい者援護施設復旧事業	障害者総合支援法
婦人保護施設復旧事業	売春防止法

第3節 災害復興対策

被災した市民・事業者及び被災地域の健全な回復は、市の復興体制の確立、復興計画の原案策定から実施までの各過程で、大別すると「生活復興」と「都市復興」の二つの対策について国・都等と連携して進める。なお、復興対策の推進にあたっては、「東京都震災復興マニュアル（復興施策編）」及び「町田市震災復興マニュアル」に基づき、市の全部局が一丸となり、事務を分担して実施するものとする。

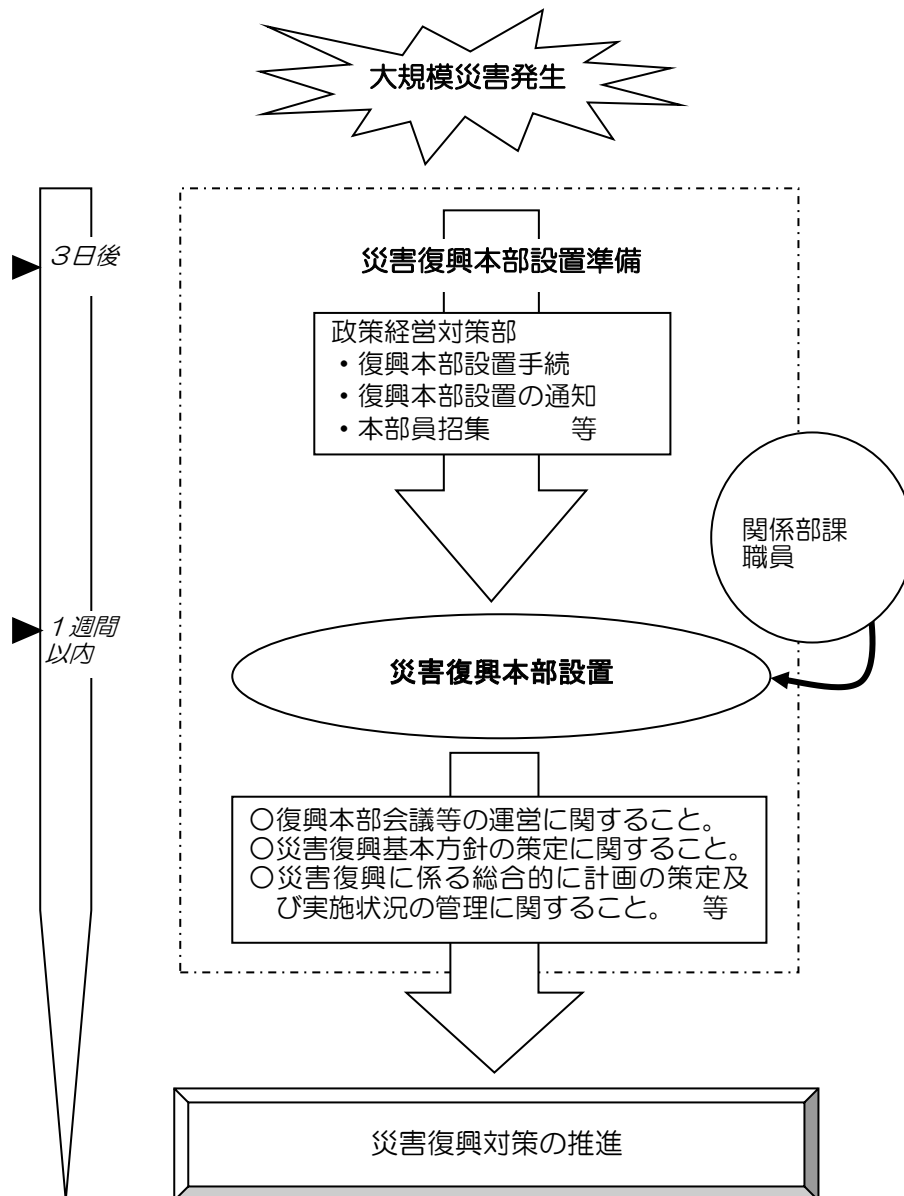
第1 復興体制の確立

災害からの復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス（期間）を基本に災害復興体制を確立する。

1 災害復興本部の設置（発災～1週間）

市長は、市長を本部長とする町田市災害復興本部を設置し、災害復興に取り組む基本的な体制を確立する。また、政策経営部長を長とし、事務局を政策経営部内に設置する。なお、都に対しては必要に応じて、災害復興に関する技術的な支援のための職員の派遣及び復興を図るために必要な都市計画の決定や変更に関する代行を要請する。

なお、災害復興本部の設置場所については、災害対策本部の規定に準ずる。



(1) 災害復興本部の設置の通知等

- ① 政策経営部長は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨、国・都・各市町村長及び関係機関に通知する。
- ② 政策経営部長は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに市民への周知を図る。
- ③ 政策経営部長は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を災害対策本部員に通知する。
- ④ 各災害対策本部員は、災害復興本部の設置の通知を受けたときは、その旨、所属職員に周知する。

2 災害復興本部の役割及び災害対策本部との関係

災害復興本部は、災害復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する。

災害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

3 災害復興本部の組織

構 成 員		所 掌 事 務	
本部長	市長	本部の事務を総括し、本部を代表する。	
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	
本部員	災害対策本部員	本部長を補佐し、災害復興に係る事務事業を企画立案し、実施する。 担当事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告する。 その他、本部長の特命に関することについて企画立案し、実施する。	
事務局	事務局長	政策経営部長	本部長の命を受け、本部の事務を掌理する。
	事務局員	政策経営部長が指名するもの	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 災害復興本部の所掌事務

災害復興本部の主な事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害復興計画検討委員会の設置及び運営に関すること。
- (2) 災害復興基本方針の策定補助及び推進に関すること。
- (3) 都市復興基本方針の策定及び推進に関すること。
- (4) 被災市民の生活援護及び商業の復興に関する施策の策定及び推進に関すること。
- (5) 公共施設の復旧及び整備計画の策定及び推進に関すること。
- (6) 財源の確保及び資金計画に関すること。
- (7) 町田市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (8) 国及び都その他関係機関との連絡及び総合調整に関すること。

災害復興本部における各対策部の分掌事務は、通常業務と同様の業務のほか、おおむね次の事務を分担するものとする。

なお、平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に災害復興事業を推進していく体制として、分掌事務を定める。

■復興本部における所掌事務

対策部名	分掌事務
政策経営対策部	災害復興本部事務局の庶務に関する事 災害復興計画の策定及び推進に係る総合調整に関する事 復興関係広報の実施に関する事 被災者総合相談の実施に関する事
総務対策部	復興事務にかかる職員配置及び派遣職員の受入等に関する事
財務対策部	復興業務にかかる財政方針の策定に関する事 復興財源の確保に関する事 税の減免、納期限の延長及び徴収猶予等に関する事 市施設の復旧・復興に関する事 罹災証明書の交付を通じた市内の家屋等被害状況の把握に関する事
市民対策部	地域協働復興の推進に関する事
文化スポーツ振興対策部	文化・スポーツ施設等の再建に関する事 復興期における外国人への情報提供に関する事
福祉対策部	復興期における社会福祉に関する事
健康対策部	復興期における市民の健康保持及び増進に関する事
子ども生活対策部	復興期における子どもを持つ家庭への支援に関する事
経済観光対策部	市内産業の復興に関する事（〈生活復興対策〉に詳述）
環境資源対策部	災害廃棄物の処理に関する事
道路対策部	復興期における市道の復旧及び整備に関する事 復興期における交通安全の確保に関する事
都市づくり対策部	都市復興対策に関する事（〈都市復興対策〉に詳述） 住宅の復興対策に関する事（〈生活復興対策〉に詳述） 復興期における公園・緑地等の復旧及び整備に関する事
下水道対策部	復興期における下水道の復旧及び整備に関する事
出納対策部	復興関連事務にかかる出納に関する事
学校教育対策部	学校教育施設の再建に関する事 学校授業の再開に関する事
生涯学習対策部	社会教育施設等の再建に関する事 文化財の復旧・復興に関する事
病院対策部	復興期における病院事業の運営に関する事

第10章 災害復旧・復興計画
第3節 災害復興対策

なお、分掌する事務のうち、生活復興対策、都市復興対策にかかる事務は、おおむね次のとおり分掌するものとする。

<生活復興対策（くらしの復興・住宅復興・産業復興）>

対策部名	分掌事務
総務対策部	被災者の生活実態調査（被災者センサス）に関すること
財務対策部	税の減免、徴収猶予等による被災者の生活支援に関すること
市民対策部	地域協働復興の推進に関すること 復興期における消費者保護に関すること
文化スポーツ振興対策部	復興期における外国人への支援に関すること
福祉対策部	地域福祉需要の把握等に関すること 社会福祉施設等の再建に関すること 被災者への福祉サービス体制の整備に関すること 災害援護資金・生活福祉資金の貸付及び被災者生活再建支援金の支給等に関すること
健康対策部	地域医療体制の確保に関すること 医療機関の機能回復に関すること 被災者への保健衛生対策（こころのケアを含む）の実施に関すること 社会福祉施設等の再建に関すること
子ども生活対策部	被災した子ども及び子育て家庭への生活支援対策に関すること
経済観光対策部	市内産業の復興に関すること <ul style="list-style-type: none"> － 産業復興方針の策定に関すること － 産業復興計画の策定に関すること － 事業者の被害状況等の把握及び事業者への支援に関すること － 復興期における中小企業施策に関すること － 復興期における市内雇用状況の把握及び失業者の再就職支援に関すること － 被災した農林事業者の復旧支援に関すること
都市づくり対策部	住宅の被害状況の判定に関すること 住宅の復興対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> － 住宅復興計画の策定に関すること － 応急的な住宅の整備に関すること － 被災者への住宅供給に関すること － 住宅の供給量の算定に関すること － 一時提供住宅・応急仮設住宅の供与に関すること － 住宅復興に関する情報提供及び相談の実施に関すること － 公営住宅等の供給に関すること

<都市復興対策>

対策部名	分掌事務
都市づくり対策部	都市復興基本方針の策定に関すること
政策経営対策部	家屋・住家被害状況調査に関すること
経済観光対策部	建築制限に関すること
財務対策部	時限的市街地に関すること
災害統括班	市街地復興の対象区域に関すること
情報統括班	都市復興計画等の策定に関すること 復興事業計画等の確定、復興事業の推進に関すること

5 災害復興基本方針の策定（1週間～2週間）

本部長（市長）は、学識経験者、市議会議員、市民代表者及び行政関係職員等により構成される災害復興計画検討委員会を設置し、次の事項を配慮した災害復興基本方針を策定する。

なお、災害復興基本方針を策定した場合、速やかにその内容を市民に公表する。

- 暮らしのいち早い再建と安定
- 安全で快適な生活環境づくり
- 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- 多摩地区の中核機能の速やかな回復

市は、災害復興基本方針を基に、復興計画等を策定し、生活復興対策及び都市復興対策を実施する。

6 復興計画の策定（6ヶ月以内）

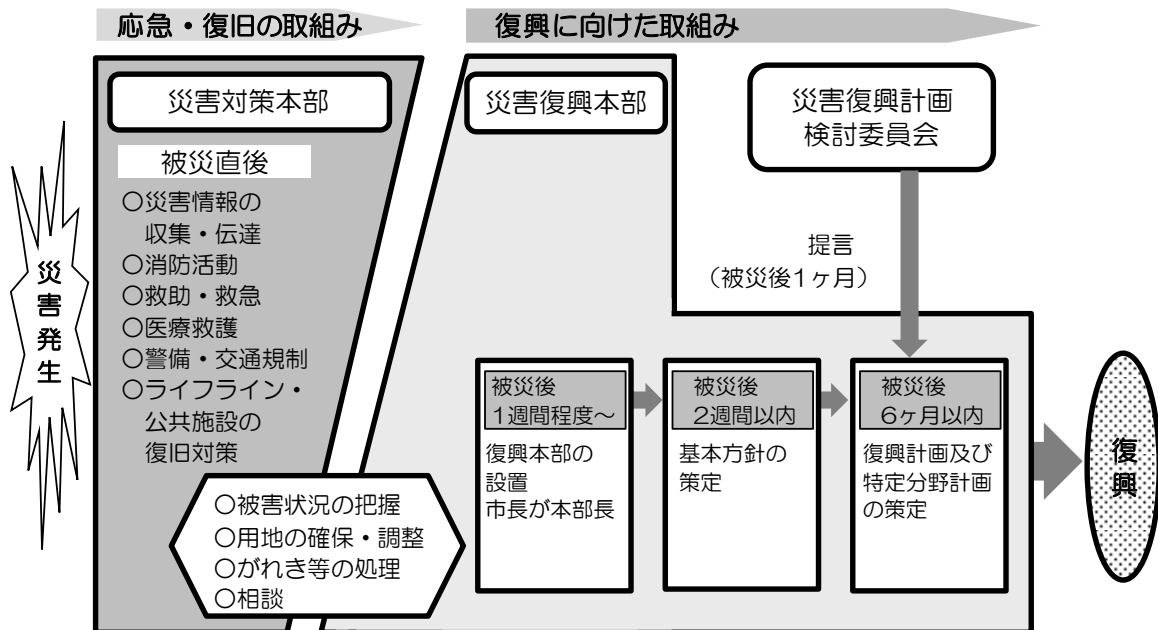
市は、復興事業の推進にあたっては、市が定める災害復興基本方針や国及び都が定める方針や計画を踏まえて、市単独または都と共同で復興計画を策定する。復興計画は、災害復興計画検討委員会の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、被災後6ヶ月を目途に策定する。

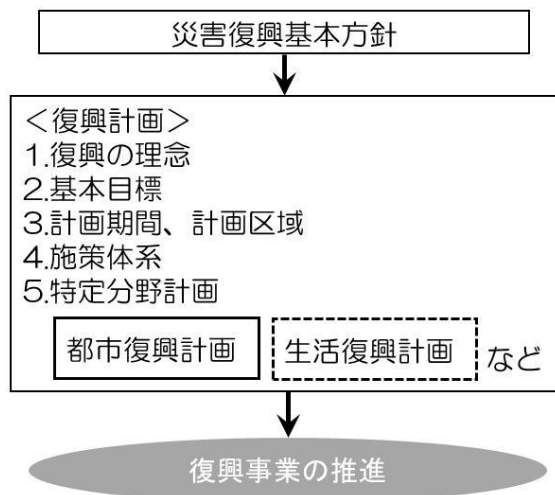
なお、復興計画を策定した場合、速やかにその内容を市民に公表する。

7 特定分野計画の策定（6ヶ月以内）

生活復興、都市復興等、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

なお、特定分野計画を策定した場合、速やかにその内容を市民に公表する。





8 地域復興推進協議会の推進

市長は、地域協働復興を促進することにより地域社会の復興を効果的に推進するため、復興にかかる市民組織を、地域復興協議会として認証することができる。

地域復興協議会では、復興にかかる自主活動を行うほか、市と共同で地域課題等に関する調査、計画等の共同立案、復興事業の共同実施を行う。

9 災害復興本部の廃止

本部長は、市内の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、災害復興本部を廃止する。

災害復興本部の廃止の通知等は、災害復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

第2 復興の全体像

1 復興の基本理念

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要である。合意形式を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠である。

復興のプロセスは、その担い手により「被災者個人による独自復興」「行政主導による復興」及び「地域力を活かした地域協働復興」という3つのパターンが考えられる。

都では、東京の災害復興の基本目標を、『協働と連帯による「安全・安心なまち」と「にぎわいのある首都東京」の再建』としている。

市は、首都東京を構成する市として、この基本目標を加味しつつ、策定した災害復興基本方針に則って町田市の生活復興対策及び都市復興対策を進めていく。

なお、復興に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、復興対策の実施にあたっては、男女平等参画の観点から、復興のあらゆる場・組織における女性の参画に努めるとともに、要配慮者の参画についても努めるものとする。

更に、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・

復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく復興計画

(1) 大規模災害からの復興に関する法律

「大規模災害からの復興に関する法律」では、大規模な災害からの復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進することを基本理念と定めている。

特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの）が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に内閣府に復興対策本部を設置することができる。

また、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、復興基本方針を定める。

東京都知事は、災害により被害を受けた地域が東京都の地域内で相当の範囲に及び、かつ、災害からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置する。

東京都復興本部は、東京都復興基本方針及び復興計画を策定し、具体的な復興事業を推進する。

市は、国の復興対策本部及び東京都復興本部が設置され、復興基本方針（「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」に基づき、復興基本方針に即して、東京都復興基本方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び東京都復興基本方針）及び復興計画が定められた場合には、それらを踏まえて市の復興対策を進める。

「大規模災害からの復興に関する法律」では、次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村を、「特定被災市町村」という。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域② 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く）③ 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域④ 前三号に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域 |
|--|

※ 特定被災市町村は、災害復興基本方針（東京都が東京都復興基本方針を定めた場合にあっては、災害復興基本方針及び東京都復興基本方針）に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

第10章 災害復旧・復興計画
第3節 災害復興対策

(2) 「大規模災害からの復興に関する法律」に従った復興計画の策定

市は、「大規模災害からの復興に関する法律」に従って復興計画を策定する場合、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 計画区域（復興計画の区域）
- 復興計画の目標
- 町田市における人口の現状及び将来の見通し、土地利用方針（計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したもの））その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- 復興整備事業（復興計画の目標を達成するために必要な下記に掲げる事業）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
- 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 復興計画の期間
- その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

(3) 大規模災害からの復興に関する法律による災害復旧支援

市は、特定大規模災害等により行政機能が低下した場合、道路、下水道、河川に係る工事について、都知事に対し代行を要請する。

第3 生活復興対策の実施

1 生活復興の目標

- (1) 第1の目標は、被災者の暮らしを一日も早く災害発生前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- (2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、災害発生前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。

2 生活復興対策の推進

市は、前項で定める災害復興基本方針に基づき、次のプロセス（期間）を基本に、くらしの復興、住宅の復興、雇用の確保と産業復興に関する対策を推進する。

また、個人や企業は、自らの責任において、あるいは共に助け合って、復興を図っていくものとする。

(1) 暮らしの復興対策（2週間～2年）

災害復興本部は都と協力し、市民の暮らしを災害前の状態に戻し、元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合した暮らしができるよう、医療・福祉・保健、教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等について検討し総合的な対策を講じる。

- （救護所の廃止に伴う）仮設診療所の設置
- 医療機関の再建支援
- 福祉施設の再建・拡充・新設支援
- 生活再建資金の貸付
- 精神相談・こころのケアの実施
- 被災者の健康管理の実施
- 公衆浴場の再建支援
- 教育・文化・社会教育施設の再建支援
- その他医療・福祉・保健・教育・文化・外国人・市民活動・消費に関する調査
情報提供・相談・指導

なお、学校施設の復興にあたっては、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

(2) 住宅の復興対策（2週間～）

災害復興本部は都と協力し、被災者自身の住宅再建支援、再建が困難な被災者に対する住宅の供給等について検討し総合的な対策を講じる。

- 住宅復興計画の策定
- 住宅取得に対する支援
- マンション等の再建に対する支援
- 民間住宅の供給促進
- 公的住宅の供給促進
- その他住宅に関する情報提供・相談・指導

(3) 産業の復興対策（2週間～）

災害復興本部は都と協力し、失業者の抑制、失業者の再就職、事業者の早期再建、産業の活性化について検討し総合的な対策を講じる。

- 被災農林業者の支援
- 雇用確保の支援
- 事業再開の支援
- 産業復興の支援
- その他労働・事業に関する相談・指導等

第4 都市復興対策の実施

1 都市復興の理念

市民の暮らしの再建に必要な都市復興において大切にすべき基本的な考え方として、次の4つを「都市復興の理念」として定める。

- (1) 災害を繰り返さない(レジリエンス)：災害の種類や地理的条件などからも対策は異なる。適切な復興事業を選択することにより被災を繰り返さないことを基本とした、しなやかなまちを目指した復興を行う。
- (2) 都市の性能を高める(アップグレード)：これまでの街並みや生活を取り戻すだけに留まらず、地区が抱えるそれぞれの都市課題を解決し、より使いやすく暮らしやすいまちへと磨き上げる復興を行う。
- (3) 機会を捉える(タイミング)：住んでいた地域での暮らしの再建を可能な限り早期に実現できるよう、復興を行う地域の人々との円滑な対話を行い、迅速かつ効果的な復興を行う。
- (4) 地域の想いをつなぐ(レガシー)：より良いまちへ再建するには、そのまちで暮らしていく地域の人々の想いを反映することが重要であり、まちに根付いた様々な資源を活かした復興を行う。

2 都市復興対策の推進

市は、災害復興基本方針に基づき、都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス(期間)を基本とする都市の復興対策を、都と協力して推進する。プロセスの詳細については「町田市震災復興マニュアル」の第2章「都市復興」部分の記載に基づいて対策を推進するものとする。

(1) 家屋の被害状況の把握

災害対策本部に集約された被害状況に基づいて、家屋の被害状況調査を実施する。

大規模な災害が発生した場合は、発災後10日以内に優先調査地区の調査を行い、1か月以内にその他の地区の調査を実施する。優先調査地区は被災した場合に市街地復興の可能性のある地区をとして、都市づくりのマスタープランの位置づけや災害ハザードごとの被害想定等によりあらかじめ抽出する。

(2) 都市復興基本方針の策定等

災害復興本部は、都市復興基本方針の策定、市街地復興の対象区域とその他地区区分の設定、建築制限の実施や時限的市街地の設置といったプロセスを、以下のように行う。

① 都市復興基本方針の策定(発災～2週間以内)

東京都都市復興基本方針との整合を図りつつ、次の内容を基本とする都市復興基本方針を策定する。

事 項	内容・考え方
1. 都市復興の理念	① 災害を繰り返さない（レジリエンス） ② 都市の性能を高める（アップグレード） ③ 機会を捉える（タイミング） ④ 地域の想いをつなぐ（レガシー）
2. 都市復興の目標・方針	平時における都市づくりの基本的な考え方である「町田市都市づくりのマスタープラン」を踏襲する
3. 市街地復興の対象区域	都市づくりのマスタープランにおける位置づけや家屋の被害状況調査をもとに設定
4. 市街地復興の地区区分	都市基盤施設の整備状況のほか、地域の地形や土地利用の状況、土地の権利関係などを加味し、「市街地改造予定地区」「市街地修復予定地区」に区分

■町田市における事前都市復興の考え方

都市復興の理念や目標・方針を掲げるとともに、市街地復興の対象区域として設定する地区やその地区区分を示す「都市復興基本方針」の策定に必要な考え方について、平時の都市づくりの考え方や災害リスクの分析結果等を踏まえ、「事前都市復興基本方針」として、「町田市における事前都市復興の考え方（2024年3月）」においてまとめている。

② 第一次建築制限の実施（発災～2週間以内）

市街地復興の対象区域において、建築行為により復興まちづくり上支障となる可能性がある場合に、建築基準法84条に基づき建築行為を制限する。

※ 建築制限とは、災害があった場合において都市計画または土地区画整理事業のために必要がある場合に区域を指定し、災害が発生してから1ヶ月を限度（2ヶ月まで延長可）にその区域内における建築物の制限又は禁止することができるものである。

③ 時限的市街地の設置（発災2週間以降）

「市街地復興の対象区域」において、本格的な復興まで、区域内地権者の継続的な生活を支える場として、被災宅地等を活用して、住宅、店舗、事務所、集会所などの仮設建築物、残存する建物やオープンスペースなどによって構成される「時限的市街地」を必要に応じて設置する。

④ 第二次建築制限の実施（発災～2ヶ月以内）

第一次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らない場合は、第二次建築制限を実施し、「市街地改造予定地区」を基本とした面的整備事業等の導入が可能な地域を指定する。

第二次建築制限は、被災市街地復興特別措置法第5条に基づき、都知事の同意の上、市が被災市街地復興推進地域を都市計画決定し、同法第7条に基づき、地域内の建築行為等を制限する。

(3) 都市復興計画の策定等（発災～6ヶ月）

災害復興本部は、都市復興基本方針の考え方をより具体化して、都市づくりの骨格部分の考え方を示すため、都市復興計画（原案）を被災後2ヶ月以内に作成し市民と共有する。

また、都市復興計画（原案）を踏まえ、市街地復興の対象区域をはじめとした、復興まちづくりへの意欲が高い地区等、地域復興協議会との協議の上、被災後6ヶ月以内に、都市復

第10章 災害復旧・復興計画
第3節 災害復興対策

復興計画を策定する。

(4) 復興事業計画の確定（6ヶ月以降）

災害復興本部は、都市復興計画等に基づいて、土地区画整理事業等の面整備事業により抜本的な改造を予定する「市街地改造予定地区」を基本として、事業推進のための事業計画を地区住民及び関係権利者との協議の上、復興事業計画を確定する。

(5) 復興事業の推進

災害復興本部は、復興事業計画に基づいて、復興事業を推進する。

なお、都市復興基本方針との整合がとれた既定の都市計画事業については、住民合意の下に、被災後可能な限り早期に実施する。